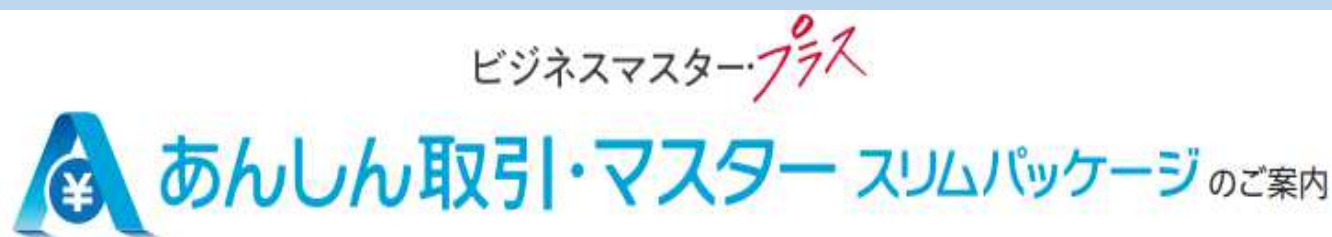


全国石油業共済協同組合連合会
組合員の皆さま



お取引先に「万が一」があっても、**2つのユニット**で貴社をお守りするプランです。



保険期間 ▶ 2024年8月1日午前0時～2025年8月1日午前0時

※中途加入の場合は、申込日によって翌月1日か翌々月1日が保険責任開始日になります。

募集締切日 ▶ 2024年7月12日

保険契約者 ▶ 全国石油業共済協同組合連合会

加入対象者 ▶ 石油組合の組合員

※SS以外の事業を別法人で行っており、別法人が非組合員の場合、別法人は加入対象外です。

加入窓口 ▶ 貴社が所属する石油組合が加入の窓口となります。保険料計算書をお送りください。

引受保険会社 ▶ 損害保険ジャパン株式会社

お取引先に万が一の事態発生

商取引に関する補償 商取引ユニット

取引先が
資金繰り悪化で
決済遅延

取引先が
まさかの**倒産**

休業に関する補償 休業ユニット

取引先の倉庫が
火災で全焼、
取引先のタンクが壊れ
て燃料供給できない
↓
売上減少

取引先が**台風で
被災して操業停止**、
取引先へ
燃料供給できない
↓
売上減少

あんしん取引・マスタースリムパッケージは
お取引先に「万が一」があっても2つのユニットで貴社をお守りします。

1

商取引に関する補償 商取引ユニット

2

休業に関する補償 休業ユニット

	商取引ユニット	休業ユニット（供給先占有物件のみ補償特約）
補償の内容	日本国内における商品のお取引先が、貴社に対して負担する販売代金等の債務を履行しないことにより、貴社に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	貴社のお取引先（商品・製品等を貴社より受け入れる者）が日本国内で占有する財物（対象物件）に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。
対象となる事故	お取引先の倒産事故、入金遅延事故（弁済期日を1か月経過した場合）	お取引先（供給先）の対象物件に生じた火災、風災、水災、電氣的・機械的事故など
お支払いする保険金の内容	対象である債権について発生した倒産事故または入金遅延事故により貴社が被る損害に対して保険金をお支払いします。	貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合に休業損失保険金、営業を継続するために必要な追加費用が生じた場合に営業継続費用保険金をお支払いします。
保険金額（支払限度額）	1債務者（お取引先）あたり、100万円、200万円、300万円のうち、契約時に設定いただいたいずれかの金額。ただし、保険期間を通じてその設定金額の10倍の金額が限度となります。	1事故あたり、商取引ユニットで設定いただいた金額と同額が限度となります。
自己負担額 縮小てん補	自己負担額：なし 縮小てん補割合：80%	事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間を経過した時までの損失の額を差し引いて保険金をお支払いします。
補償対象外となるケース	- 新規のご契約の場合、保険始期より前に発生した債権 - グループ企業、国、自治体または個人（個人事業主は除く）などのお取引 - 現金、小切手など、または貴金属宝石などを商品等として取り扱うお取引 1年を超える契約期間の賃貸借契約	- 貴社が日本国内で占有する財物や、お取引先のうち、商品・製品等の供給物を貴社に供給する者（供給元）が損害を受けた場合 - 対象物件が損害を受けたこと以外による営業の休止または阻害（食中毒・感染症による汚染、ユーティリティの中断など）



商取引ユニット

日本国内における商品の取引先が、貴社に対して負担する販売代金等の債務を履行しないことにより、貴社に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

取引先が法人の場合

取引先の倒産による貸倒れ

取引先が、業績不振で倒産したことにより、売掛金が回収不能になった。



取引先の差押えによる売掛金の回収不能

取引先が、仮差押命令を受けたことで売掛金が回収不能になった。



取引先からの入金遅延

取引先から、支払期日を1か月経過しても売掛金が支払われなかった。



取引先が個人事業主の場合

取引先の破産^(注10)による貸倒れ

取引先が、業績不振で破産^(注10)したことにより、売掛金が回収不能になった。



対象となる契約(取引)

対象となる契約は次のとおりです。

- ① 売買契約^(注3)
- ② 委託契約^(注4)
- ④ 建設業法における建設工事の請負契約
(とび・土木・コンクリート工事、解体工事^(注6)、一括下請負契約^(注7)等は対象となりません。)

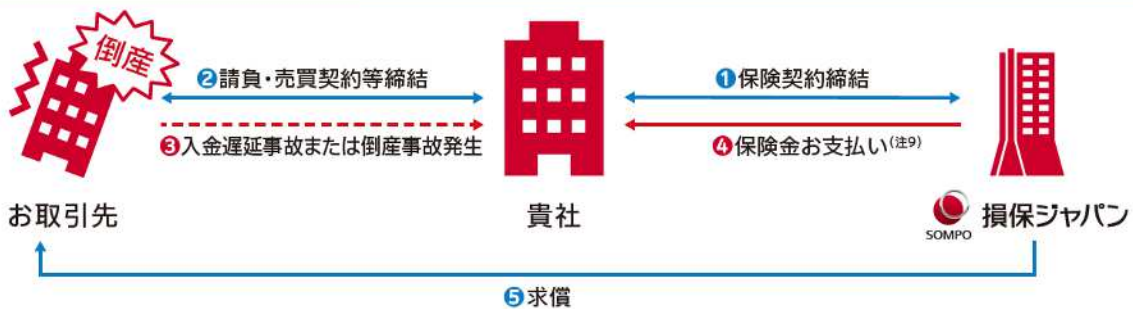
- ③ ④ 以外の請負契約^(注5)

- ⑤ 賃貸借契約^(注8)



保険金支払の流れ

契約締結から保険金支払までの流れは以下のとおりです。



(注1) 商品等の取引に関する契約において貴社の相手方となる買主、発注者、委託者または賃借人をいいます。以下、同様とします。

(注2) 貴社とその相手方である法人または個人事業主との間で行われる取引で、貴社およびその相手方の両者の事業のために取引を行います。

(注3) 設置工事など、商品等の販売に付帯する工事を含みます。

(注4) 委任契約および準委任契約を含みます。

(注5) 運送契約を含みます。

(注6) 建設業法別表第1に掲げる「とび・土木・コンクリート工事」および「解体工事」の請負契約をいいます。

(注7) 建設業法第22条第1項および第2項の定め反する建設工事の請負契約またはこれに準ずる契約をいい、同条第3項にいう発注者の書面による承諾を得て行う建設工事の請負契約を含みます。

(注8) リース契約、および1年を超える契約期間の賃貸借契約を除きます。また、契約期間満了時に契約者間の反対意思のないかぎり自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている1年以下の契約期間の賃貸借契約も除きます。

(注9) 保険金お支払い後にP.23の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当することが判明した場合は、お支払いした保険金をただちに損保ジャパンに返金いただきます。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

貴社が債務者に対して有する未回収債権額から、反対債務額^(注11)や担保等^(注12)から回収した金額、事故発生日以降に貴社が弁済を受けた金額を差し引いた損害の額に縮小支払割合80%を乗じた額を保険金としてお支払いします。なお、保険期間を通じて1債務者あたりの限度額かつ保険期間中の限度額を限度とします。



商取引ユニット

保険期間と保険金を支払う場合の関係

保険期間と保険金を支払う場合の関係

事故発生時期と保険金をお支払いする場合は以下のとおりです。

①倒産事故の場合

保険期間中に倒産事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

保険金は×のある保険期間の条件に従いお支払いします。

●債権発生日の詳細はP. 7をご覧ください。

● 債権発生日	× 事故日	◆ 弁済期日	補償可否
●	×	◆	×
●	×	◆	×
●	×	◆	○
●	×	◆	○
●	×	◆	○
●	×	◆	×
●	×	◆	×

ご契約なし

ご契約初年度目

ご契約2年度目

ご契約なし

欄外の※をご確認ください。

②入金遅延事故の場合

入金遅延事故の事故日は入金遅延が発生してから1か月を経過した日(弁済期日から1か月を経過した日)になります。

保険金は×のある保険期間の条件に従いお支払いします。

●債権発生日の詳細はP. 7をご覧ください。

● 債権発生日	◆ 弁済期日 (※は弁済期日までに入金がなかったことを意味します。× 事故日 点線はその後入金がないことをあらわしています)	補償可否
●	◆	×
●	◆	×
●	◆	○
●	◆	○
●	◆	○
●	◆	×
●	◆	×

ご契約なし

ご契約初年度目

ご契約2年度目

ご契約なし

欄外の※をご確認ください。

※初年度契約^(注13)の保険期間の初日より前に発生した債権にかかる事故に対しては保険金をお支払いしません。また、商品等の取引に関する契約の契約書または請求書等に記載の債務にかかる商品等の提供期間に初年度契約の保険期間の初日の前日が含まれる債権、建設業法における建設工事の請負契約にかかる債権のうち、契約締結日が初年度契約の保険期間の初日より前にある債権もお支払いの対象外となります。

(注10) 債務者に破産手続の開始の申立があったことをいいます。

(注11) 保険事故発生時において貴社が取引先に対して負う債務の額をいいます。

(注12) すべての担保および保証契約(ファクタリングを含みます。)をいいます。

(注13) 商取引ユニットをセットした事業活動総合保険契約のうち、継続契約^(注14)以外の契約をいいます。

(注14) 商取引ユニットをセットした事業活動総合保険契約を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一であり、前契約の保険期間の末日またはその翌日を保険期間の初日とし、記名被保険者を同一として当会社と締結された保険契約をいいます。

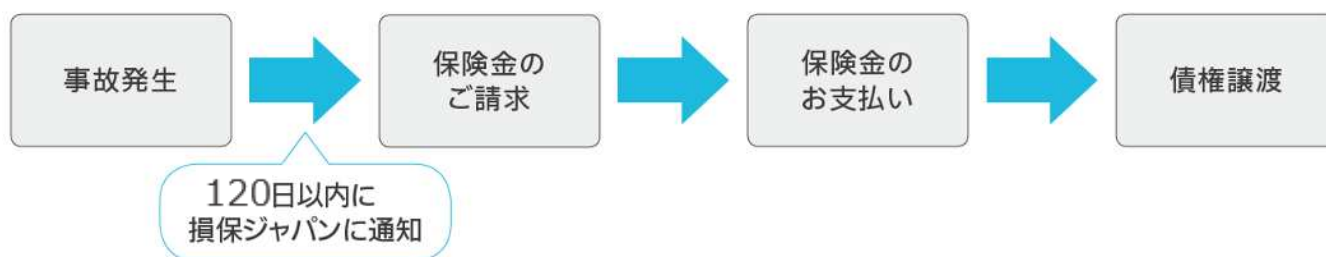


商取引ユニット

事故時の流れ

事故時の流れ

事故の発生から120日以内に貴社から損保ジャパンにご通知いただき、保険金をご請求いただきます。保険金をお受け取りいただいた後、貴社から損保ジャパンに債権を譲渡いただきます。(なお、事故の内容または損害の額等に応じ保険金のお支払いの前に貴社の同意を得て、損保ジャパンから債務者へ発生した事故に関する事実確認をすることがあります。)



ご通知は遅滞なくいただく必要がありますが、保険使用は事故発生の翌日から3年以内に行っていただければ問題ございません。保険使用した場合は、損保ジャパンからお取引先への求償はただちに開始しますので、それを前提として保険使用有無をご検討ください。

保険金をご請求いただくに際してご理解いただきたいこと

商取引ユニットは、保険金のご請求時および保険金のお支払い後、貴社にご協力いただく事項が多くあります。具体的にご対応いただく事項は下表の通りです。

下表の内容をご同意いただけない場合は、保険金をお支払いできない可能性があります。

①事故の通知	P.6「お支払いする保険金の内容」の倒産事故を貴社が認識した日または入金遅延事故が発生した日の翌日から120日以内に損保ジャパンに事故の発生を通知していただく必要があります。この期間に通知いただけない場合は保険金をお支払いできません。
②損害発生の防止義務	損害等の発生の防止のために、合理的な手段および頻度で債務者へ督促等を行っていただきます。 ※場合によっては、損保ジャパンからその督促等に関する状況をお伺いしたり、資料の提出をお願いすることがございます。
③担保権の行使	貴社が債権保全のために確保している担保等(ファクタリング等)がありましたら、権利を行使いただきます。
④回収金の支払義務	債権譲渡手続きが完了するまでの間に貴社が債務者から代金等を回収した場合、その回収金を損保ジャパンにお支払いいただく必要があります。ただし、損害の額が商取引ユニットの支払限度額を超える場合等、貴社が債権の一部を有する場合は、代金等の回収によって得た額に対して損保ジャパンに債権を移転すべき割合を乗じた額を、損保ジャパンに支払うべき回収金の額とみなします。 ※回収金がありながら損保ジャパンへのお支払いがないことが判明した場合、貴社の財産(回収金相当額)に対して強制執行の申し立てを行う可能性があります。
⑤回収金が無い場合の手続き	④の回収金のお支払いがない場合、損保ジャパンが債務者へ求償行為を行います。また、必要に応じて債務者の財産(保険金相当額)に対して強制執行の申し立てを行います。
⑥求償に係わる協力義務	債権譲渡の手続き等を速やかに実施することについて、損保ジャパンにご協力いただく必要があります。
⑦保険金の返還が必要な場合	損保ジャパンが保険金をお支払いした後に、本来保険金をお支払いできない事実が判明した場合 ^(注10) 、ただちにお受け取りした保険金を損保ジャパンにご返金いただく必要があります。 ※ただちにご返金いただけない場合、貴社の財産(回収金相当額)に対して強制執行の申し立てを行う可能性があります。



商取引ユニット

基本補償についての詳細なご説明

お支払いする保険金の内容

次のいずれかの事故により貴社が被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次の①および②を満たす場合にかぎり、
①事故が発生したと認められる時点において、その事故にかかる債務者に対して有する債権の合計額^(注1)が10万円以上であること
②倒産事故を貴社が認識した日または入金遅延事故が発生した日の翌日から^{120日}以内に損保ジャパンに事故の発生を通知したこと

倒産事故	債務者の種類ごとに次に掲げる事由により貴社に対して負担する債務を履行できないことをいいます。 ＜債務者が法人の場合＞ ・債務者に破産手続の開始の申立があったこと ・債務者に民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったこと ・債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと ・債務者の財産に対して強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと ＜債務者が個人事業主の場合＞ ・債務者に破産手続の開始の申立があったこと
入金遅延事故	＜債務者が法人の場合＞ 債務者が、貴社に対する債務の一部または全部を履行せず、その弁済期日 ^(注2) から1か月を経過したこと ＜債務者が個人事業主の場合＞ 補償されません。

保険期間と保険金を支払う場合の関係

- 保険期間中に倒産事故または入金遅延事故が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。なお、事故の発生については、その発生時刻にかかわらずその日の午後4時に発生したものとみなします。
- 上記にかかわらず、初年度契約(P. 4の(注13)をご参照ください。)の保険期間の初日より前に発生した債権^(注4)にかかる事故に対しては保険金を支払いません。
- この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする有効な継続契約がある場合で、この保険契約の保険期間の末日に事故が発生したときは、その継続契約において保険責任が発生し、この保険契約においては保険責任が発生しないものとします。

対象となる債権および債務者の範囲

- 商取引ユニットにおいて対象となる債権は、商品等の取引に関する契約に基づき貴社が債務者に対して有する債権とします。ただし、次の①から⑤までのすべてを満たすものにかぎり、
①債務者にとって代金等に関する債務^(注5)に該当する^(注6)のもであり、その決済に日本円以外のものを使用しない取引であること
②債務者にとって違約金等の債務^(注7)に該当していないこと
③商品等の取引に関する契約の契約書および請求書により、次に掲げる事項が確認できること
ア. 商品等の取引に関する契約の契約書または請求書等に記載の債務にかかる商品等の提供期間、提供日または引渡し日
イ. 商品等の名称、内容、単価、数量等、代金等に関する債務の総額の根拠となるべき情報
ウ. 弁済期日
④債権の発生時点からその債務者による弁済期日までの期間が1年以上以内であること
⑤債務の弁済期日が、初年度契約の保険期間の初日ではない取引であること
- 次のいずれかに該当する契約に基づく債権については、商取引ユニットの対象には含みません。
①次のいずれかのものを商品等とする契約
ア. 現金、小切手、手形または有価証券
イ. 貴金属、宝玉石または宝石
ウ. 呉服
②建設業法別表第1に掲げる「とび・土木・コンクリート工事」および「解体工事」
③売買委託契約
④デリバティブ取引に関する契約
⑤建物売買契約、土地売買契約およびこれらに付随する契約
⑥融資契約または金銭消費貸借契約
⑦フランチャイズ契約
⑧債務保証契約
⑨立替払契約
⑩一括下請負契約^(注8)
⑪コンサルティング業務^(注9)契約 (次ページに続きます。)

(注1) その事故にかかる債務者に対して貴社が有する債権の合計額は、商取引ユニットで対象となる債権を合計した額をいい、それぞれの債権の額には遅延損害金の額は含めないものとします。

(注2) 商品等の取引に関する契約において代金等に関する債務をあらかじめ複数回に分けて弁済することを定めている場合は、その各回の期日をいいます。なお、期日を延期した場合^(注3)であっても、延期前の期日を弁済期日とみなします。

(注3) 手形ジャンプなどの既に発生している代金等に関する債務の弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを含みます。

(注4) 債権の発生時点が、初年度契約の保険期間の初日より前にある債権をいいます。また、商品等の取引に関する契約の契約書または請求書等に記載の債務にかかる商品等の提供期間に初年度契約の保険期間の初日の前日が含まれる債権、建設業法における建設工事の請負契約にかかる債権のうち、契約締結日が初年度契約の保険期間の初日より前にある債権を含みます。

(注5) 商品等の取引に関する契約に基づき発生した債務をいいます。ただし、債務の履行地が日本国内のものであって、日本法に準拠し、日本の裁判所の管轄権に属するものにかぎるものとし、商品等に付随する運賃・送料等を含み、次のものを含みません。①前受金の返還債務 ②違約金等の債務^(注7) ③賃貸借契約の対象となる商品等の代金債務のうち、賃貸借契約の対象物の保全を目的とした保険契約の保険料に相当する部分

(注6) 代金等に関する債務に該当することが合理的に判断できる場合を含みます。

(注7) 次のいずれかの結果として債務者に発生する債務をいい、商品等の取引に関する契約におけるキャンセル料金、損害賠償金および違約金ならびに賃貸借契約等における賃借物の不返却の場合の買取費用等を含むものとし、その名称を問いません。

①債務者が商品等の取引に関する契約における義務を履行しないこと ②債務者が商品等の取引に関する契約の約定事項に違反したこと

(注8) 建設業法第22条第1項および第2項の定めに対する建設工事の請負契約またはこれに準ずる契約をいい、同条第3項にいう発注者の書面による承諾を得て行う建設工事の請負契約を含みます。

(注9) 支援、指導または助言業務をいい、助成金または補助金の申請代行業務を含みます。(アドバイザー契約などもコンサルティング業務契約に該当するものとします。)



商取引ユニット

基本補償についての詳細なご説明（続き）

（前ページより続きます。）

- ⑫リース契約
- ⑬割賦販売契約
- ⑭1年を超える契約期間の賃貸借契約
- ⑮1年以下の契約期間の賃貸借契約で、契約期間満了時に契約者間の反対意思のないかぎり自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている契約
- ⑯各種法令等に違反する契約
- ⑰一般的な商慣習に照らし合わせて、一方の当事者に対して著しく不利益を生じさせるような契約
- ⑱客観的に合理性や妥当性を欠いていると当社が判断できる契約
- この保険契約の締結時^(注10)、債権の発生時点または事故発生時のいずれかのときにおいて次のいずれかに該当する債務者に対する債権については、商取引ユニットの対象となる債権には含みません。ただし、①から⑤までの者については、貴社がその債務者に対して、経営におよぼす影響力を明らかに有していないと判断される場合は、商取引ユニットの対象となる債権に含みます。

- ①貴社の親会社、子会社および関連会社^(注11)
- ②貴社と同一の連結財務諸表の対象となるグループ会社^(注12)
- ③貴社が役員を派遣している法人および役員の兼務がある法人
- ④①から③までに規定する法人が役員を派遣している法人および役員の兼務がある法人
- ⑤貴社の役員が過半数を超える議決権を有する法人
- ⑥貴社または①から⑤までのいずれかに該当する法人が、何らかの方法で支援を行っている法人または個人事業主
- ⑦貴社の役員またはその3親等以内の親族が、役員または個人事業主である貴社以外の法人または個人事業主
- ⑧国もしくは国に準ずる機関または地方公共団体もしくは地方公共団体に準ずる機関
- ⑨日本の法令に準拠して設立された法人または日本国内に住所を有する個人事業主のいずれにも該当しない者
- ⑩貴社を被保険者とする取引信用保険契約を損保ジャパンと締結している場合で、その保険契約において保険金の支払い対象となる債務者。なお、その保険契約において債務者として記名されているかを問いません。

債権発生日（債権の発生時点）

商品等の取引に関する契約の種類ごとに以下のとおりです。

商品等の取引に関する契約の種類	債権の発生時点
①売買契約	商品等が販売された時。ただし、商品等の性質により商品等が販売された時の特定が難しい場合は、商品等の提供期間の満了日 ^(注13) 。
②委託契約または③以外の請負契約	役務の提供が完了した時。ただし、商品等の性質により役務の提供が完了した時の特定が難しい場合は、商品等の提供期間の満了日 ^(注13) 。
③建設業法における建設工事の請負契約	貴社の行う一部または全部の業務について、完工 ^(注14) し、貴社が請求書 ^(注15) を発行した時
④賃貸借契約	締め日が到来した時

保険金のお支払額

(1)お支払いする保険金および支払限度額

お支払いする保険金の内容	貴社との日本国内における商品等の取引先が、貴社に対して負担する販売代金等の債務を履行しないことにより、貴社が被る損害に対して保険金をお支払いします。
保険金請求回数 ^(注17)	保険金のご請求は、保険期間中に10回まで行うことができます。
支払限度額	1債務者あたりご契約時に設定した商取引ユニットの支払限度額、保険期間を通じてその額の10倍の額が限度となります。

(2)保険金の算出方法

次の算式によって得られた額を、保険金の額としてお支払いします。

損害の額 ^(注18)	×	縮小支払割合80%	=	保険金の額
-----------------------	---	-----------	---	-------

なお、上記算式中の損害の額^(注18)は、次の算式によって得られた額とします。

事故発生時の未回収債権額

- － 反対債務額^(注19)×事故発生時の未回収債権額÷全債権総額^(注20)
- － 事故発生日以降、貴社が回収した金額から回収のために要した費用を控除した額
- － 事故発生日以降、未回収債権につき弁済を受けた金額

(注10) この保険契約の契約内容の変更手続き時を含みます。

(注11) 会社法(平成17年法律第86号)の定めに従います。

(注12) 連結財務諸表提出会社およびその連結子会社ならびに持分法が適用される非連結子会社および関連会社をいいます。

(注13) 商品等の取引に関する契約または請求書等に記載の債務にかかる商品等の提供期間、提供日または引渡し日から確認できる商品等の提供期間の最終日をいいます。

(注14) 債務者による出来高の認定または検収の完了をいいます。

(注15) 引渡しの日^(注16)または債務者による出来高の認定または検収の完了のうち、いずれか早い日から1か月以内に発行されたものにかぎります。

(注16) 建設工事の種類および性質、請負契約の内容等に応じて、引渡しの日として合理的であると認められる日をいいます。

(注17) 次に該当する場合は、それぞれ以下の定めに従って事故の回数を数えます。

- ・債務者が法人の場合、入金遅延事故が発生したあと、倒産事故に該当した場合、その入金遅延事故および倒産事故を同一の事故とみなし、入金遅延事故が発生した時点において1回の事故が発生したものと数えます。
- ・保険金の額に達するまで回収金を損保ジャパンに対して支払った場合、回数に含めません。

(注18) 事故発生日までの遅延利息を含みません。

(注19) 事故発生時において貴社が債務者に対して負う債務の額をいいます。

(注20) 事故発生時において貴社が債務者に対して有する債権の総額をいいます。事故発生時の未回収債権額および保険金支払の対象とならない債権を含みます。



商取引ユニット

基本補償についての詳細なご説明（続き）

他の保険契約等がある場合の保険金のお支払額

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が損害の額^(注2)を超過するときは、損保ジャパンは、損害の額について、それぞれの支払責任額の合計額に対するこの保険契約による支払責任額の割合によって保険金を支払います。
- 他の事業活動総合保険契約がある場合で、それぞれの支払責任額の合計額が最高支払限度額^(注4)を超過するときは、損保ジャパンは、最高支払限度額または損害の額のいずれか低い額を、それぞれの支払責任額の合計額に対するこの保険契約による支払責任額の割合によって保険金を支払います。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかの事由により記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①ご契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。なお、直接であると間接であると問わず、次のアおよびイの場合を含みます。
 - ア ご契約者または記名被保険者が、債務者または第三者と共謀して事故を発生させた場合
 - イ 事故の発生について、ご契約者または記名被保険者が加担している場合
 - ②商品等の瑕疵^(注5)
 - ③事故および債務不履行発生時の義務を十分に履行しなかったこと
- 次のいずれかの事象により発生した社会的または経済的混乱によって生じた事故およびその事故により記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風またはこれらに類似の事象
 - ③核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事象
 - ④③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤テロ行為またはその結果生じた事象
 - ⑥サイバー攻撃等またはその結果として生じた事象
- 次のいずれかの事故により発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①記名被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と商品等の取引に関する契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた事故
 - ②債権の不存在（債務者の存在が確認できない場合を含みます。）、無効、取消、相殺等の抗弁事由を含む瑕疵のある債権に生じた事故
- 次のいずれかに該当する事実がある場合または次のいずれかに該当することを記名被保険者が認識している場合^(注6)において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①債務者が、初年度契約の保険期間の初日以降に倒産または入金遅延等の債務不履行^(注7)を発生させたこと。ただし、次のアからイまでの間に代金等の回収があり、不履行となった債務の全額が弁済された場合は、その弁済が完了した日以降の期間については、その債務不履行は発生しなかったものとみなします。
 - ア 倒産または入金遅延等の債務不履行^(注7)が発生した時
 - イ 損保ジャパンが、その債務不履行に起因して記名被保険者から譲渡された権利の行使を開始した時
 - ②この保険契約の保険期間の初日直前12か月間に、債務者が倒産または入金遅延等の債務不履行^(注7)を発生させたこと。ただし、その債務不履行が商品等の取引に関する契約に発生したものであるかを問いません。なお、その不履行となった債務に対して、この保険契約の保険期間の初日より前に債務者が全額を弁済した場合は、その債務不履行は発生しなかったものとみなします。
 - ③この保険契約が初年度契約である場合に、保険期間の初日時点で債務者が記名被保険者に対して債務不履行^(注8)を発生させていること。ただし、その債務不履行^(注8)が商品等の取引に関する契約に発生したものであるかを問いません。
 - ④この保険契約の保険期間の初日時点で債務者が記名被保険者以外の者に対して債務不履行^(注8)を発生させていること。ただし、記名被保険者がその債務不履行^(注8)を知りえない場合は、保険金を支払います。
 - ⑤この保険契約の保険期間の初日直前12か月間に、債務者からの通告等により手形等の弁済期日を延長したことがあること。ただし、その行為が商品等の取引に関する契約に対するものであるかどうかを問いません。なお、その手形等について、この保険契約の保険期間の初日より前に債務者が全額を支払った場合は、保険金を支払います。
 - ⑥債務者に代金支払能力がないこと。ただし、記名被保険者がそのことを知りえない場合は、保険金を支払います。
- 記名被保険者と債務者との間において、商品等または代金等に関する債務について紛争中^(注9)である場合は、保険金を支払いません。
- 次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。
 - ①記名被保険者が、記名被保険者以外の者と通謀して債務があるかのように装っていた場合
 - ②記名被保険者が、記名被保険者以外の者と通謀して債務不履行の外観を作出していた場合
 - ③記名被保険者が、事故発生後に次のアからウまでに規定する事項を変更した場合
 - ア 商品等の取引に関する契約または請求書に記載の債務にかかる商品等の提供期間、提供日または引渡し日。ただし、これらの情報を記名被保険者が提出する他の書類により確認できる場合は、その書類による確認により、商品等の取引に関する契約または請求書にこれらの情報があるものとみなします。
 - イ 商品等の名称、内容、単価、数量等、代金等に関する債務の総額の根拠となるべき情報
 - ウ 弁済期日
- 債務者が次のいずれかに該当する場合において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは、重過失に該当する場合にかぎります。
 - ①反社会的勢力に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(注1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下、同様とします。

(注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額^(注3)の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とし、それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い割合をその額に乘じた額とします。

(注3) 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

(注4) この保険契約および他の事業活動総合保険契約のうち、最も高額で設定された1債務者あたりの支払限度額を指します。以下、同様とします。

(注5) 欠陥または仕様等で意図された機能、効能、目的もしくは条件を発揮または充足しないことをいいます。

(注6) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注7) 次のいずれかの事由をいいます。①次に掲げる事由により記名被保険者に対して負担する債務を履行できないこと ア 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったこと イ 債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと ウ 債務者の財産に対して強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと エ 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたことまたは財産の分離の請求がなされたこと オ 債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1年間を経過してもその債務者の生存が確かめられないこと ②債務者が、記名被保険者に対する債務の一部または全部を履行せず、その弁済期日から1か月を経過したこと

(注8) 債務者が弁済期日を経過しても記名被保険者に対する債務の一部または全部を履行しない状態をいいます。

(注9) 第三者の介入による解決を要する状態をいい、商品等または代金等に関する債務について債務者が合意していない状態を含みます。

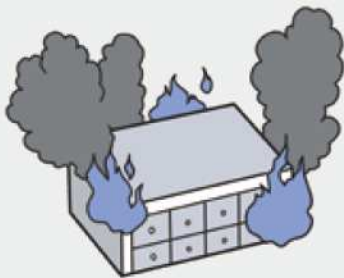
CLOSED

休業ユニット

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、
貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

休業ユニット

(供給先占有物件のみ補償特約付帯)



**取引先の火災、
風災、水災など**

燃料供給できず、
売上減少



保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。



① 休業損失保険金¹

供給先が国内で占有する財物に損害が生じた場合、ご加入者様の1日あたりの対象経常費と営業利益の合計額に休業日数から1日控除した日数を乗じ、さらに影響割合を乗じた額に対して、損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。



② 事業継続費用保険金

供給先が国内で占有する財物に損害が生じた場合、ご加入者様が営業を継続するために必要な追加費用に対して、1回の事故につき休業ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

※他の供給先に販売できた場合や、他の業務で利益を上げることができ損失をカバーできた場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



休業ユニット

基本補償についての詳細なご説明

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
① 休業損失保険金	日本国内で発生した、本ページの（表）に記載のある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。 $（1日あたりの対象経常費^{(注1)} + 1日あたりの営業利益^{(注2)}） \times 休業日数から1日を控除した日数 \times 影響割合^{(注3)}$	1事故につきご契約時に設定した 商取引ユニットの保険金額限度
② 事業継続費用保険金	日本国内で発生した、本ページの（表）に記載のある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な追加費用をお支払いします。 ^(注4)	1事故につきご契約時に設定した 商取引ユニットの保険金額限度

（注1） 経常費のうち、直近会計年度において被保険者が支払った、対象経常費の表に掲げるものをいいます。

（注2） 直近会計年度の営業利益の額を、その期間の営業日数で除した額とします。なお、営業利益の額が負の値である場合も、その値を営業日数で除した額を1日あたりの利益として算式に適用します。

（注3） 収益減少額を標準売上高で除した割合をいいます。

（注4） 保険金のお支払対象となる復旧期間は3か月までとなります。

（表）

事故の種類	供給先占有物件	対象経常費	経常費の種類	算入額
			人件費	給料の額（給料、諸手当および賞与の合計額とし、退職金を含みません。）に80%を乗じた額
火災、落雷、破裂、爆発	○		福利厚生費	福利厚生費の額
風災・雹災、雪災	○		地代・家賃等	地代家賃および保険料の額。 なお、駐車場代を含みます。
建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突・倒壊など	○		通信費	通信料の額に80%を乗じた額
給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ	○		光熱費	電気、ガス、熱、水道または工業用水道の利用料金の合計額に80%を乗じた額
騒擾、これに類似の集団行動、労働争議に伴う暴力行為、破壊行為	○			
盗難	○			
水災	○			
電氣的事故、機械的事故	○			
上記以外の不測かつ突発的な事故	○			

ご注意

対象物件にならない物

- 自動車 ●船舶 ●航空機・無人航空機等^(注5) ●動物・植物^(注6) ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など
- 工業業務固有
 - 工事の目的物 ●工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物 ●仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事前仮設物 ●仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事前仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品 ●工事前材料 ●工事前仮設材（仮工事の目的物の一部を構成する資材） ●工事前仮設備および工事前機械器具ならびにこれらの部品 など
- 物流業務固有
 - 商品・製品等 ●受託貨物 など

（注5） その名称を問わず、構造上人が乗ることができないドローン、ラジコン機およびラジコンヘリコプター等を含みます。

（注6） 動物・植物が商品・製品等、受託貨物である場合は、対象物件には含まれません。

CLOSED

休業ユニット

保険金をお支払いできない主な場合

■ 共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者等または荷主の倒産。ただし、主要取引先の破産による損失等については保険金を支払います。
- 直接であると間接であるを問わず対象物件、ユーティリティ設備または流通管理システムがサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等。ただし、対象物件のうち敷地外物件^(注1)に該当しない財物に火災、破裂または爆発が生じた場合は、保険金を支払います。

■ 対象物件に生じた次の損害

- 次の①から③の財物に生じた風災・雪災・雪災の事故により生じた損害
 - ① ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
 - ② 建築中の屋外設備・装置
 - ③ 栈橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合は、保険金を支払います。
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者ではない場合において、対象建物に付加した看板について生じた損害については、保険金を支払います。
- 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
 - ① 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故
 - ② 原因を問わず、原動機付自転車が対象敷地内の外にある間に生じた事故

■ 設備・什器等や商品・製品等に適用される固有の事由^(注2)

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害

- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害
- 対象物件の格落ち損害(対象物件の価値の下落をいいます。)
- 対象物件の納入者が、記名被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- 対象施設の営業時間外において、金庫^(注3)外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 対象物件である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害

■ 対象物件である商品・製品等に生じた次の損害

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害
- 商品・製品等である植物が、事故により枯死した結果生じた損害。ただし、事故発生後7日以内に枯死した場合は保険金を支払います。

■ 次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

■ 次の事由により生じたユーティリティ・流通管理システムの中断

- ユーティリティ設備または流通管理システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、渇水または水不足

(注1) 対象施設の業務における供給者等（物流業務の場合は荷主）が日本国内で占有する財物をいいます。

(注2) 下記のいずれかの事故である場合に適用されます。

建物の外部からの物体の衝突・飛来など、給排水設備に生じた事故による水濡れなど、騒擾・労働争議など、盗難、電気的事故・機械的事故、その他の不測かつ突発的な事故

(注3) 耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。

あんしん取引マスター スリムパッケージ 保険料例

ガソリンスタンドの売上高が100%の場合・・・

※業種により保険料が異なります。保険料計算書をご提出後、保険料をご案内いたします。

※（ガソリンスタンドだけではなく）全ての業種の売上高をご申告いただきます。**ほぼ全ての業種が補償の対象となります。（一部対象外の業種を除く）**

下記保険料の他に、本制度の運営費**5,000円**が同時に引き落としされますので、ご了承ください。

※制度運営費は、この保険制度の運営上必要な費用（事務手続費用等）に充当するための費用です。

※保険期間：1年、払込方法：一括払

売上高	商取引ユニット 1債務者あたり保険金額・ 休業ユニット保険金額	保険期間通算 保険金額 ※休業ユニットは 限度なし	保険料
1億円	100万円	1,000万円	¥96,860
1億円	200万円	2,000万円	¥115,460
1億円	300万円	3,000万円	¥125,640
2億円	100万円	1,000万円	¥155,640
2億円	200万円	2,000万円	¥189,250
2億円	300万円	3,000万円	¥208,330
3億円	100万円	1,000万円	¥204,490
3億円	200万円	2,000万円	¥252,130
3億円	300万円	3,000万円	¥278,810
5億円	100万円	1,000万円	¥289,860
5億円	200万円	2,000万円	¥363,380
5億円	300万円	3,000万円	¥404,250
7億円	100万円	1,000万円	¥364,600
7億円	200万円	2,000万円	¥460,630
7億円	300万円	3,000万円	¥514,830
10億円	100万円	1,000万円	¥466,230
10億円	200万円	2,000万円	¥593,790
10億円	300万円	3,000万円	¥666,890

ご加入者の数により、下記の割引が適用されます。（上記保険料表は、割引前の保険料です。）

記名被保険者数	団体割引率
10 未満	0%
10 以上 ～ 20 未満	10%
20 以上 ～ 50 未満	20%
50 以上 ～ 100 未満	25%
100 以上 ～ 500 未満	30%
500 以上	40%

(必ずご確認ください) Q&A (続き)



商取引に関する補償

商取引ユニット



休業に関する補償

休業ユニット

共通

ご確認済
チェックボックス

Q1

事故が起きた際の連絡先は？

☐

- A 1. 最終ページに記載の取扱代理店にご連絡ください。
代理店の営業時間外は、事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110
(受付時間：平日午後5時～翌日午前9時 土日祝日24時間)

Q2

保険加入の流れを教えてください。

☐

- A 2. 保険料計算書に業種と売上高を記載し、FAXまたは郵送にて
全国石油業共済協同組合連合会にご提出ください。
(最終ページにFAX番号等を掲載しております。)
↓
保険料をご連絡します。加入依頼書をご提供しますので、
ご捺印の上、FAXまたは郵送にてお送りください。(FAXの場合、原本後送は不要です。)

Q3

申告する売上高の区分はどのように判断すればよいですか？

☐

- A 3. 決算書、完成工事原価報告書、請負契約書等を参照し、ご申告ください。
ガソリンスタンドの売上高だけでなく、全ての売上高をご申告ください。
ガソリンスタンド以外の事業も補償の対象です。(Q9のとおり、一部対象外取引が
ございますが、補償の対象となるかに関わらず全売上高をご申告いただきます。)

Q4

売上高はいつの分を申告すれば良いですか？

☐

- A 4. 確認できる直近の会計年度の売上高をご申告ください。

(必ずご確認ください) Q&A (続き)



商取引に関する補償

商取引ユニット

ご確認済
チェックボックス

Q5

売掛金は全額補償されますか？

☐

A 5. 縮小てん補 80% が適用されますので全額補償はされません。
また、商取引ユニットでご選択いただいた保険金額（100万円・200万円・300万円）の範囲内でのお支払となります。

Q6

債権額が10万円ちょうどだった場合、
縮小てん補 80% を適用すると10万円未満のため、補償の対象外ですか？

☐

A 6. 債権額が10万円以上の場合はお支払いの対象です。

Q7

補償限度額1債務者当たり100万円で、補償の対象となる被害額が300万円だとすると、
縮小てん補されるので支払保険金は80万円になってしまいますか？

☐

A 7. 損害額を縮小てん補した金額のうち、てん補限度額までがお支払いの対象となります。
保険金のお支払いは100万円となります。お支払額の詳細は7ページに掲載しております。

Q8

一部の債権のみについて保険金を請求することはできますか？

☐

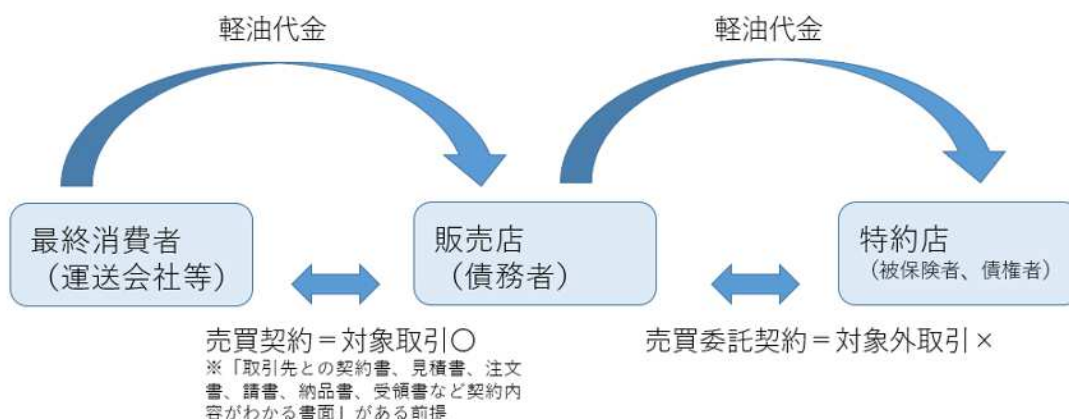
A 8. 一部の債権のみについて保険金を請求することはできません。
支払期日が未到来の債権も含めて、事故発生時点の全ての債権がお支払いの対象となります。

Q9

すべての取引先の債権が対象になりますか？

☐

A 9. 3ページに掲載の対象取引が補償の対象です。
売買委託契約が補償の対象外ですので、特約店（特約販売店）が加入される場合、
特約店⇔販売店間の**軽油の販売委託契約は補償対象外**です。
※特約店と最終消費者との軽油の売買契約は、対象取引です。
※販売店が加入される場合、販売店とお取引先との軽油の売買契約は、対象取引です。



(必ずご確認ください) Q&A

ご確認済
チェックボックス

Q10

地震や津波を原因とした事故も補償されますか？

A 10. 地震や津波を原因とした事故も補償の対象です。

ただし地震や津波にともなう社会的混乱や経済的混乱が生じた場合は補償の対象外となります。
具体的には、過去の事例として、1923年の関東大震災における支払猶予令の発令がございます。
東日本大震災、阪神・淡路大震災、能登半島地震では、この支払猶予令は発令されませんでした。

Q11

保険金請求時の書類について教えてください。

A 11. 必要な書類は以下のとおりです。

※一例であり、事故状況により必要な書類は追加される場合があります。

- ・損保ジャパン所定の用紙（保険金請求書、事故発生通知書、債権等明細書、保険金支払いについての申告書）
- ・債権が確認できる書類
請求書（写し）などにより、支払期日のほか、未回収となった債権の金額、品名・用途、発生時期、前月入金額などを確認させていただきます。
- ・倒産が確認できる書類
支払事由が倒産の場合は、破産手続き開始通知書（写）、再生手続き開始通知書（写し）などを損保ジャパンにご提出いただきます。
- ・商品等の取引に関する契約書類
取引先との契約書、見積書、注文書、請書、納品書、受領書など契約内容がわかる書面
※納品書等、上記の書面があれば、取引が口頭契約によるものでも保険金請求が可能です。

Q12

保険の対象とならない債権について教えてください。

A 12. 3ページの「対象となる契約（取引）」以外は補償の対象外となります。

軽油の販売委託契約や、リース契約、契約期間満了時に契約者間の反対意思のないかぎり自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている1年以下の契約期間の賃貸借契約も対象外です。

また、下記も対象外の債権です。

- ①初年度契約について、保険期間の初日より前に発生していた債権
- ②倒産事故または入金遅延事故が発生した取引先との債権（該当契約の次の更改契約まで）
- ③債権発生から支払期日までの期間が1年を超える債権
- ④決済に日本円以外を使用する債権
- ⑤紛争の対象となっている債権 など

Q13

保険請求した場合、保険会社から取引先に求償（債権回収）されると、取引先との関係性への影響が心配です。
保険請求しなくても取引先から債権を回収できるかも知れないので、何か月か待っても問題ありませんか？

A 13. 事故発生（入金遅延から一か月経過）から、**120日以内**に損保ジャパンにご通知ください。
最終ページに連絡先を掲載しております。

ご通知がなかった場合、保険金のお支払ができませんのでご注意ください。

ご通知は遅滞なくいただく必要がございますが、保険使用は事故発生の翌日から3年以内に行っていただければ問題ございません。

保険使用した場合は、損保ジャパンからお取引先への求償はただちに開始しますので、それを前提として保険使用有無をご検討ください。

(必ずご確認ください) Q&A (続き)



休業に関する補償

休業ユニット

ご確認済
チェックボックス

Q14 損失が発生したものの、他の業務で売上をカバーできた場合もお支払いの対象になりますか？ ☐

A 14. 他の業務で利益を上げることができ損失をカバーできた場合は、保険金のお支払いの対象外です。

Q15 補償の対象になる例を教えてください。 ☐

A 15. 下記のような例が考えられます。

- ・取引先（供給先）の灯油タンクのある施設が大雨による洪水で浸水し、給油できなくなった。
- ・取引先（供給先）のビニールハウスが台風で飛ばされ、取引先が野菜を輸送できなくなったので、野菜を輸送するトラックに給油できなくなった。
- ・取引先（供給先）が作る商品の生産ライン（建物内）が水災で動かなくなり、商品を輸送できなくなったので、商品を輸送するトラックに給油できなくなった。

Q16 自社とサービスの供給先の双方が水害で被害を受けた場合は、どのように保険金が支払われますか？ ☐

A 16. 貴社が納品できる状態まで復旧した後、サービスの供給先の被害を原因として休業損害が発生した分は、お支払の対象となります。

Q17 サービスの供給先が地震で罹災して供給が止まった場合は対象になりますか？ ☐

A 17. 地震による損害はお支払いの対象外です。

Q18 休業損失の保険金の対象となる期間に制限はありますか？

A 18. てん補期間は3か月です。
また、免責時間（被保険者様に自己負担いただく時間）がございます。
事故発生当日の午前0時から午後12時の24時間が免責時間となります。 ☐

Q19 休業損失補償金について、減少した分の経常費は全額支払われますか？

A 19. 対象経常費は右記に限ります。
一部80%となるものがあります。
また、影響割合（収益減少額を標準売上高で除した値）を乗じます。
詳細は10ページをご参照ください。

対象経常費	経常費の種類	算入額
	人件費	給料の額(給料、諸手当および賞与の合計額とし、退職金を含みません。)に80%を乗じた額
	福利厚生費	福利厚生費の額
	地代・家賃等	地代家賃および保険料の額。なお、駐車場代を含みます。
	通信費	通信料の額に80%を乗じた額
	光熱費	電気、ガス、熱、水道または工業用水道の利用料金の合計額に80%を乗じた額

事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

■本保険は、「休業損失等担保条項」および「取引先倒産・入金遅延補償特約」の2つによって構成されています。各項目（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです。また、ご契約に適用される特約により、概要に記載の内容が変更される場合があります。詳しい内容につきましては、パンフレットまたは普通保険約款および特約等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ユニット	保険金をお支払いする主な場合
商取引ユニット	記名被保険者の商品等の取引に関する契約における債務者が、記名被保険者に対して負担する代金等に関する債務を履行しないことにより記名被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。倒産事故を記名被保険者が認識した日または入金遅延事故が発生した日の翌日から120日以内に損保ジャパンに事故の発生を通知した場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット （供給先占有物件のみ 補償特約）	日本国内において、記名被保険者のお取引先（商品・製品等を貴社より受け入れる者（注））が日本国内で占有する財物（対象物件）に損害が生じた結果、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。 （注）記名被保険者がサービス等の役務を提供する先や、取引の仲介を行う商社等は含まれません。 ただし、記名被保険者が物流業務を行う場合には荷主を含みます。

（※）保険の対象となる物（商品取引契約、債権等を含みます。）には、この保険契約の対象外と定めるものがあります。対象とならない物しかない場合は、結果としてこの契約で補償する部分が無いことがありますので、ご契約に際しては十分にご注意ください。

被保険者の範囲

■この保険で被保険者は、主に下記の方々となりますが、そのご契約に適用される約款・特約や業種ごとに範囲が異なります。詳しくは普通保険約款および特約等をご確認ください。

ユニット	被保険者
商取引ユニット	記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）
休業ユニット	記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）

保険期間

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

■保険責任は保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午前0時に終わります。

事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のあらまし

保険金をお支払いできない主な場合

■この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害、損失、費用または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されていますので、ご参照ください。

【各ユニット共通】

- ①ご契約者または記名被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③核燃料物質等の有害な特性による損害

など

【商取引ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②保険事故日以後に、事故があった債務者との間に発生した債権に生じた損害
- ③海外取引によって生じた損害や商品の代金等が日本円建てでない取引
- ④瑕疵のある債権または紛争中の債務に生じた損害
- ⑤保険事故を発生させた債務者に対して事故発生時点で有する債権の合計額が10万円未満の場合におけるその債務者に対する債権に生じた損害
- ⑥債権の発生時点から、その債務者の弁済期日までの期間が1年を超える取引
- ⑦個人事業主が債務者となる取引の入金遅延事故

など

【休業ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②国または公共機関による法令等の規制
- ③復旧・営業の継続に対する妨害
- ④差押え、収用、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑤供給者などの倒産
- ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦保険期間の初日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故（継続契約である場合を除きます。）

など

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

- （１）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

■加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- （２）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- （１）保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

<通知事項>

- 加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。（※）
- 法定外補償規定などの変更（傷害ユニットがセットされている場合にかぎります。）

（※）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）

- （２）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- （３）また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

- （４）保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意ください

- 実際にご加入いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 売上高、延床面積、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入の日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の対象とはなりません。
- 【保険契約の無効、取消しについて】
次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など

■ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害 ^(※1) の額、損害 ^(※1) の程度および損害 ^(※1) の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■商取引ユニットにおける損害 商品等の提供期間、提供日、引渡し日、代金等に関する債務の総額の根拠となるべき情報、弁済期日などが確認できる契約書類および請求書 など ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※2) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 商取引ユニットにおいては、保険金支払終了後に記名被保険者から損保ジャパンへ債権を譲渡いただき、損保ジャパンは債務者に対して求償を行います。この一連の流れについて、記名被保険者にご理解およびご協力いただく必要がある点がございまして、詳細につきましてはパンフレットまたは普通保険約款および特約等をご確認ください。
 - 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (注) この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

問い合わせ先

- 本制度に関するお問い合わせ先 全国石油業共済協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館 TEL 03-3593-5844 FAX 03-3597-1712

- お問い合わせ先 取扱代理店 株式会社ゼンセキ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館 TEL 03-3593-5800 FAX 03-3597-1712
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4176 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)